目次

一、プログラム 4

二、基調講演

藤井省三

東アジアの文学交流—魯迅と日本の近代作家 6

三、研究フォーラム「東アジアの中の文学者——知と体験」

藤井省三（東京大学教授） 10

林水福（南台科技大学教授） 13

朱秋而（台湾大学教授） 17

林淑丹（文藻外語大学教授・学科主任） 20

四、論文発表

（一）文学

日本的漢文小説《賢乎己》初探 24

文藻外語大學　盧秀満

「もののあはれ」中譯考

–其本質意、各作者的使用意、及本居宣長的解釋意– 26

文藻外語大學　黄佳慧

芥川龍之介の後日談について—「トロッコ」を中心に 28

文藻外語大學　楊淑容

1950 年代における炭鉱記録と『にあんちゃん』（1958 年） 30

同志社大学博士後期課程　姜文姫

（二）日本語学・教育

話しことばにおける接続表現の習得についての事例分析 32

東呉大学　陳美玲

モダリティ形式の特徴から見る

日本語の「だろう」と中国語の“吧” 34

文藻外語大學　方斐麗

日本語らしさ」へのアクセント句の影響

「—連体修飾節を中心に—」 36

文藻外語大學　黄思瑋

スピーチ・ディベートの引用資料からみる

台湾人学生のメディアリテラシー 38

文藻外語大學　小高裕次

遠距教學之學習成效探討—以文藻韓文一課程為例 40

文藻外語大學　鄭恩英

日語教育的知與體驗—以文藻學生的日本海外實習為例 42

文藻外語大學　謝億榮

（三）歴史・社会・文化

一次資料で紐解く日本統治下台湾の紙芝居の展開

—台南の末広公学校の実践活動を中心に— 44

南臺科技大學　黄幼欣

台湾を旅する紙芝居文化—受容・変容の観点からの考察 46

屏東大學　傅玉香

後藤新平の「帝都復興」政策からみる「生物学の原則」 48

義守大学　謝宗倫

Settler Colonization に関わる

日本・ドイツ・植民地期台湾の知的連関

—東郷実と高岡熊雄のドイツ内国植民研究— 50

同志社大学　番匠健一

日本的攝影與文化—探討當代攝影家畠山直哉的作品 52

國立臺南大學　范如菀

日本の原子力政策に関する一歴史社会学的考察 54

文藻外語大學　李姵蓉

国家意識の養成—『公學校地理書第二種』を中心に 56

文藻外語大學　陳淑瑩

1904 年および 1907 年の公学校規則改正にみる

山口喜一郎の公学校への考え 58

文藻外語大學　安達信裕

五、コメンテーター

賴衍宏 61

齋藤正志 62

賴錦雀 63

洪心怡 64

陳志文 65

林蕙美 66

林嘉惠 67

邱若山 68

林潔 69

何思慎 70

陳文松 71

六、スタッフ 73

安達信裕

現　　職	文藻外語大学　助理教授
専門領域	台湾教育史
学歴・経歴	日本国立広島大学大学院社会科学研究科博士課程後期修了
研究業績 (五点以内)	安達信裕,2015, 国語伝習所及び公学校における漢文教授内容の変更について,2015 年高雄大学國際學術研討會「第四屆東亞語文社會國際學術研討會：日本研究的去疆界化與再疆界化」 安達信裕, 2013, 日本語教育を目的としたディベートの論題設定の基準に対する考察, 2013 年文藻外語

1904 年および 1907 年の公学校規則改正にみる山口喜一郎の公学校への考え

本論文の目的は、山口喜一郎の公学校に対する考えを明らかにすることである。

山口喜一郎は、台湾を始め、朝鮮半島、中国大陸と日本の植民地において、日本語教育に従事し続けた日本語教育家として有名である。そして、彼の導入した直接法による日本語教育法は、その後の日本語教育に大きな影響を与えたことが先行研究で明らかにされている。

その一方で、彼が 1904 年、1907 年の公学校規則改正に関わっていたことはあまり注目されていなかった。山口は諸学校規則改正取調委員として、1904 年の公学校規則改正に携わっている。この改正は、公学校教育の第一の目的を国語と明記し、国語による同化教育を前提としているものであった。もう一つの改正点は、漢文教育の内容から四書五経を排除することであった。これらは彼の国語教育の持論に沿った改正であった。さらに、1907 年の公学校教育規則改正では、二部教授の導入や修業年限を 4 年とした公学校の導入が行われたが、この導入も山口の主導で行われた。山口が主導したと考えられるのは、教師の機関紙『台湾教育会雑誌』において投稿された、山口の論考「公学校の現況と二部教授」からである。この論考は、山口の 1905、1906 年の地方視察で得た調査結果をもとに作成されている。この地方視察を通して、山口はほとんどの児童が日本人教師の教育を受けないまま、公学校教育を終えてしまうという公学校の状況を指摘している。その問題を解決する方法として、彼は二部教授と四年制公学校の導入を主張している。

こういった山口喜一郎が主導した公学校教育規則改正から明らかになるのは、公学校での教育の中心は教諭（＝日本人教師）であるべきだという彼の考えである。実は、山口が導入した直接法による国語教育も、学習者の母語の完全なる排除、教育学の応用という改良が加えられている。山口が主導した、一連の改正には、公学校における台湾人教師を日本人教師のコントロール化に置こうとした意図が隠されているのではないだろうか。